

番号 1. ⑦

資格証明書ならびに短期保険証発行に基づく直近5年間の医療費の節約効果額を明らかにすること。

また、2008年10月30日付の厚生労働省の事務連絡では、「電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努める」こととされているが、現在発行されている資格証明書世帯の接触状況の内訳を明らかにすること。

(回答)

資格証明書の交付世帯については、他の未納世帯と同様に督促状や催告書を送付することにより納付勧奨を行っております。なお、送付文書の返戻があった場合は、訪問調査等を適宜行うなど実態把握に努めております。

担当 福島区役所 窓口サービス課保険年金担当（管理） 電話：06-6464-9946

番号 1. ⑩

後期高齢者医療保険制度の保険料については独自軽減措置などを導入し負担軽減をはかること。
また、短期保険証の発行・未発行の状況を明らかにすること。

(回答)

短期証の未発行の方はございません。短期証の方は、お知らせ文等の送付や電話で、区役所窓口への来庁を勧奨して、納付の相談をさせていただき、窓口にて短期証を交付することを基本としておりますが、来庁されなかった方に対しては、書留にて送付しております。

担当 福島区役所 窓口サービス課保険年金担当（保険） 電話：06-6464-9956

番号 8. ②

障がい者優先調達推進法に基づき、物品や役務の提供を障がい者就労支援事業所等から優先的に調達する区の方針を明らかにすること。また、具体的な取り組みの一つとして、区役所や区内行事等で、希望するすべての障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売が行えるよう配慮すること。

(回答)

「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障がい者優先調達推進法）」（平成25年4月施行）に基づき、「大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」が策定され、福島区においても同方針に基づき、発注可能な案件がある場合には障がい者就労支援施設等を優先発注するよう取り組んでいるところです。

昨年度の実績につきましては、大阪市福祉局が全体分をまとめて公表していますが、福島区では実績はありませんでした。今後も発注に向けて、区役所内各担当への周知に努めてまいります。

区役所や区内行事等で、障がい者就労支援事業所等の授産製品の販売を行う等、具体的な取り組みを検討されているようでしたら、相談いただきましたら関係部署と調整等を行い、適切に対応できるよう努めてまいります。

担当 福島区役所 企画総務課 電話：06-6464-9625

番号 8. ④

赤バスや市バス路線の廃止、さらには市バス便数の大幅な削減で市民の日常的な移動ニーズ（通院、買い物、行政手続きや社会参加など）に対応できない現状が多く地域で発生しています。

高齢者や区民の要望に応えるコミュニティバスの運行を行うこと。（旭区を除く）

また、高齢者社会にそぐわなくなっている 1982 年の交通審議会答申の「バス停留所から 350m、駅から 500m を交通困難地域」とする指標を改定すること。

(回答)

現在のバス路線については、旧交通局において、鉄道と合わせた公共交通ネットワークの中で、バス路線が全体として、公平で、効率的かつ効果的な輸送サービスが提供できるよう設定するとともに、系統ごと、時間帯別の調査データに基づき、利用状況に見合った回数・輸送力の調整に努めてきたところです。

その結果、現状として市内部は、バスと鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全体として利用状況に見合った必要なバスサービスは確保できているものと考えています。

さらに、バス停留所の間隔を密に設定することは、かえって路線ごとのサービス水準の低下を招き、大量輸送を行うバスサービスとしては維持することが困難となるため、現状として利用状況に応じた必要なバスサービスを確保しているところです。

また、これら必要な路線・サービスを維持したうえで、なお区内で独自に移動手段を必要とする場合は、各区において、地域の実情に応じて取り組むこととなっており、区民サービス向上のため多様な手段に取り組みされている各区の判断に委ねているところです。

担当 都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

(回答)

福島区におきましては、試行的に平成 26 年 4 月 1 日より大型病院、鉄道ターミナル、老人福祉施設、区役所等を巡回する福祉自動車を運行し、利用促進のため重ねて広報するとともに、当初、利用対象者を 70 歳以上の方や障がい者並びに付き添いの介助者としておりましたが、妊娠中の方や乳幼児連れの方などにも枠を広げてまいりました。

しかしながら、福祉自動車のご利用は極めて少なく、区民モニターにアンケート調査を行った結果、継続すべきでないと思われる方が多数となったため、平成 27 年 3 月 31 日をもって運行を終了いたしました。

担当 福島区役所 企画総務課まち魅力推進担当 電話：06-6464-9908

番号 9. ③

現行の税証明窓口は、個人情報を守るため、正規職員で行うこと。

万が一民間企業に業務委託していれば即時廃止すること。

(回答)

福島区におきましては、税証明窓口は民間企業への業務委託ではなく、正規職員を配置して業務を行っております。

担当 福島区役所 企画総務課（総務） 電話：06-6464-9625